又はとう汰された。本事例において分離されたウイルスは、鶏が感染しても明瞭な臨床症状を示さないＨ５Ｎ２亜型の弱毒タイプであった。鳥インフルエンザウイルスのうち、Ｈ５亜型及びＨ７亜型については、鶏に感染した場合に、弱毒タイプが強毒タイプに変異することが報告されている。このため、本事例についても、強毒タイプのウイルスによる発生に対する防疫に準じた措置が講じられた。しかしながら、ウイルスが分離されず抗体のみが分離された一部の農場においては、ウイルスに感染した疑いが否定できない鶏の羽数が膨大で、直ちに殺処分することが不可能な場合であったことから、分離されたウイルスの特性等を踏まえ、家畜防疫上のリスクを高めない範囲で、鶏を直ちに殺処分しない措置が講じられた。」を削り、「本病の病原体」を「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」と総称する。）」に改め、「病原体の」を削り、「５年ごと」を「３年ごと」に改める。

第１の１中「、法」を「、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）」に改め、第１の２の標題を「と殺等」に改め、第１の２の⑴中「法第17条」を「法第16条」に、「殺処分」を「と殺」に改め、第２の１の⑷のアを次のように改める。

ア　患畜

(ｱ)　高病原性鳥インフルエンザＨＰＡＩウイルスが分離された家きん

(ｲ)　低病原性鳥インフルエンザＬＰＡＩウイルスが分離された家きん

第２の１の⑷のイの(ｱ)中「（例①：アの(ｱ)又は(ｲ)のウイルスに対する抗体が確認され、当該ウイルスが分離されない家きん（アの(ｲ)のウイルスに対する抗体が確認されたものの、飼養状況等により、万が一、飼養鶏舎内にウイルスが存在していたとしても、鶏舎外に当該ウイルスを拡散させるおそれが極めて小さいと判断されるため、９の⑴に掲げる防疫措置を講ずることが可能と判断される家きんを除く。）。例②：一定以上の死亡率が確認され、Ａ型インフルエンザウイルス（アの(ｱ)及び(ｲ)に掲げるウイルスと同定されたウイルスを除く。）が分離された家きん。）」を削る。

第２の３の⑵のオ中「殺処分」を「と殺」に改め、第２の３の⑶の標題を「と殺」に改め、第２の⑶のア及びイ中「殺処分」を「と殺」に改める。

第２の９中「弱毒タイプ確認農場」を「ＬＰＡＩウイルス確認農場」に改め、第２の９の標題中「弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザウイルス」を「ＬＰＡＩウイルス」に改め、第２の９の本文中「弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザウイルスと考えられるウイルスの感染（以下「弱毒タイプの感染」という。）が確認された場合においては、原則として、２から８までに掲げる防疫措置を講ずることとする。ただし、弱毒タイプの感染」を「ＬＰＡＩウイルスの感染」に改め、第２の９の⑴のアの(ｴ)及び⑶のイ中「弱毒タイプの感染」を「ＬＰＡＩウイルスの感染」に、「弱毒タイプ確認農場」を「ＬＰＡＩウイルス確認農場」に改める。

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本エアコミューター乗員組合から、夏季一時金等の要求に関して、平成23年７月１日以降、同組合の組合員が従事する日本エアコミューター株式会社の全職場（大阪府、兵庫県、島根県、徳島県、愛媛県、福岡県、宮崎県及び鹿児島県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成23年６月30日

厚生労働大臣　細川　律夫

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、相模鉄道労働組合から労使委員会の新設等の要求に関して、平成23年７月４日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成23年６月30日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表

東京都　相鉄バス株式会社

神奈川県　相鉄バス株式会社及び相模鉄道株式会社

山梨県　相鉄バス株式会社

静岡県　相鉄バス株式会社

国土試験

平成23年度における土壌汚染調査技術管理者試験の実施について

平成23年度における土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年環境省令第23号）第11条に規定する技術管理者試験の実施について、同令第12条の規定に基づき公示する。

平成23年６月30日　環境大臣　江田　五月

１　平成23年度技術管理者試験（以下「試験」という。）を行う期日　平成23年12月11日（日曜日）

２　試験を行う場所　仙台市、東京都、名古屋市、大阪市及び福岡市

３　受験申請書の提出期限及び提出先　受験申請書は、平成23年８月８日（月曜日）から平成23年９月９日（金曜日）までに、土壌汚染調査技術管理者試験運営事務局（郵便事業株式会社上野支店私書箱第122号、電話番号03（5610）3150）に郵便により提出すること。平成23年９月９日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

４　その他　試験の受験申請書等の入手方法その他試験の実施に関する問い合わせは、平成23年７月１日（金曜日）以降、土壌汚染調査技術管理者試験運営事務局に対して行うこと。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

六月二十八日（火）

○一般案件（一件）

一、平成二十二年度中小企業者に関する平成二十三年度の方針等に対する特定小企業者等に関する平成二十三年度の方針について（決定）（経済産業省）

公　告

諸　事　項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第８項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

平成23年６月30日

金融庁長官　三國谷勝範

１　届出を行った者の名称等

⑴　名称　ＭＩＤ都市開発株式会社
　　住所　大阪府大阪市北区堂島浜一丁目４番４号

⑵　名称　佐藤　輝英
　　住所　千葉県君津市坂田673―１

⑶　名称　株式会社ＴＭキャピタル２
　　住所　東京都港区赤坂二丁目11番15号

⑷　名称　株式会社ＴＭキャピタル１
　　住所　東京都港区赤坂二丁目11番15号

２　届出を行った者が適格機関投資家に該当する期間　平成23年７月１日から平成25年６月30日まで

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成23年６月30日

金融庁長官　三國谷勝範

１　所在地の変更のあった者

⑴　名称　ケネディクス・プロパティー株式会社
　　変更後の所在地　東京都港区新橋二丁目２番９号

⑵　名称　ニホンバシ　ホルディング　ピーティーイー　エルティーディー
　　変更後の所在地　シンガポール共和国、クロスストリート８、ＰＷＣビルディング　＃11―00

２　名称の変更のあった者
　　変更前の名称　桐山不動産株式会社
　　変更後の名称　ケネディクス・プロパティー株式会社